

第22回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月27日(水)午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員(4人)

会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(5人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員

農業委員 会長 1番 内藤 仁

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第2号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局(代理) 南波 裕樹(産業観光課 農林水産係長)

7 会議の概要

事務局 ただいまから第22回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。本日、会長が所要により欠席のため副会長が職務を代理し、総会を進行いたします。

議長 ただいま事務局長より説明がありましたとおり、本日は私の方で議事の進行をさせていただきます。農業委員は過半数が出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、産業観光課農林水産係の南波係長を指名いたします。

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 3番の諸般の報告については本日会長が欠席ということで、次回に報告させていただきますのでご了承ください。

それでは報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、7件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 すべての案件が農協転貸の解約の案件となります。すべての耕地について中間管理事業により、別の耕作者に設定されるものであり、この後の議案第3号にて説明します。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号ですが現地確認をしていただいた岡田委員が遅れて出席のため、議案第2号から審議をお願いいたします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について説明します。議案書30ページからご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、7件の申請があり、すべてが中間管理事業となっております。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

説明は以上です。審議をお願いします。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

議長

ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長

ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長

続きまして今ほどの議案第2号と関連がありますので、先に報告第2号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局

報告第2号について説明します。議案書44ページをご覧ください。今ほど許可を得ました議案第2号から、中間管理機構である新潟県農林公社からの転貸先についての報告となります。

事務局

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局

農用地利用配分計画は新潟県が公告(告示)し、決定しますが中間管理機構の要請により市町村(出雲崎町農業再生協議会)が農用地利用配分計画案を作成するときは、農業委員会の意見を聴くことになっており、委員のみなさんに把握していただくため、この場で報告させていただきました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

諸橋委員

T(借受者)さんは釜谷の農地をほぼ全部することになったのか。

事務局 T（別耕作者）さんの農地以外は、ほぼ全部をT（借受者）さんがやることになっている。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 続きまして議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書29ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。昨月の農業委員会でお話しさせていただきました多世代交流館きらりの案件となります。

申請内容は、家族や子どもたちの遊び場の確保、親同士・子ども同士の交流の拠点として機能強化を図るため、多目的アスレチック広場設置するための転用となります。

なお、判断基準から見た当該申請地は農用地区域外であり、転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われ

ます。
説明は以上です。

議長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

5番 7月19日（水曜日）に現地確認をしてまいりました。現地は議事資料の写真のとおりで補足等はありませんが、先ほどの事務局の説明のとおり、第3種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われ

ます。
説明は以上です。

議長 本案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

田中委員 地目変更は何になるのか。

事務局 地目は農地から別のものになります。

田中委員 隣接している別の方の土地は買収しないのか

事務局長 別の方の土地は相続関係が済んでおらず、今回買収する土地だけで多目的アスレチック広場は建設可能ということで、町は別の方の土地は買収しないとい

う結論になったと担当課から聞いております。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第22回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年7月27日

議 長 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩